

沖縄サイバーセキュリティネットワーク規約

1. 名称

本会は、沖縄サイバーセキュリティネットワークと称する。

2. 目的

この会は、サイバーセキュリティについての情報共有や啓発活動及び情報発信を通じ、沖縄管内の個人、企業、団体、行政機関、教育機関等のサイバーセキュリティ意識を高めるとともに、サイバー空間の安心・安全の実現及びサイバーセキュリティ技術の高度化並びに人材の育成に向けた検討をすることを目的とする。

3. 活動内容

この会は、次の事項を行う。

なお、活動を実施するにあたり、必要に応じて関係機関等（別添）の意見を求めることとする。

- (1) 沖縄サイバーセキュリティネットワーク会議の開催
- (2) サイバーセキュリティに関する情報共有・発信
- (3) サイバーセキュリティに関する行事に対する相互協力
- (4) サイバーセキュリティ技術の高度化に向けた検討
- (5) サイバーセキュリティ人材の育成に向けた検討
- (6) その他、上記に関係する事項

4. 事務局及び会議の開催

この会の事務局は、総務省沖縄総合通信事務所情報通信課、沖縄県警察本部生活保安課サイバー犯罪対策室及び内閣府沖縄総合事務局経済産業部地域経済課とし、会議の開催については3機関が連携して行う。

5. 規約の改正

本規約の改正は、事務局の協議により行うものとする。

附則

本規約は、平成27年3月20日から施行する。